

クリーニング所（取次所）のてびき

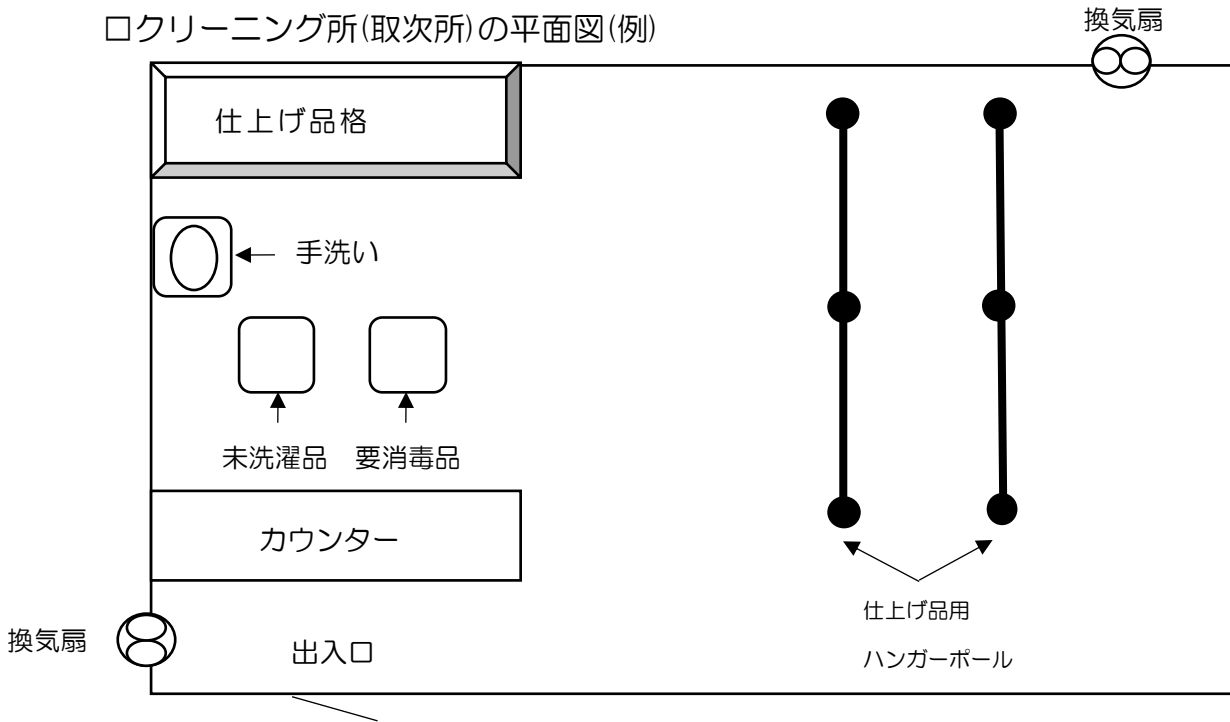
□クリーニング所の開設までの手続き

事前相談	書類の提出	施設の検査	開店
構造設備その他について、 図面などを持参して ご相談ください	開店予定 10~15 日前を目安に、申請 をしてください	施設が完成し、開 店できる状態にな ったら保健所の職 員が検査に伺いま す	保健所の検査に合 格してから営業で きます。確認済書 が交付されます

□クリーニング所の各種届出の手続き

開設届	クリーニング業法第5条第1項、第5条の2/規則第1条の3第1項
1. 新規開設	①開設届(施設の平面図、付近の地図、構造設備の概要、従業員名簿などの項目あり)
2. 名義変更 (A⇄B, 個人⇄法人)	②営業者(管理人を置いた場合は管理人も含む) ・個人の場合は、氏名、住所、本籍、生年月日 ・法人の場合は、名称、住所、代表者氏名、 登記事項証明書(6ヶ月以内のもの)
3. 移転(仮店舗を含む)	③クリーニング師がいる場合はクリーニング師氏名、 住所、本籍、免許証(本証提示)
4. 大規模な構造設備の変更 例：50%以上の改築、 100%以上の増築など	④他のクリーニング所を開設している時は、その名称、 所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載し た書類 ⑤手数料 24,000 円
5. 建て替え等	⑥苦情の申し出先が分かる書面(預り証・領収書など) 【指導】
変更届	クリーニング業法第5条第3項/規則第1条の3第3項
1. 施設名の変更	①変更届
2. 法人名、代表者の変更 3. 開設者の住所等の変更	①変更届 ②開設者が法人の場合は登記事項証明書 (6ヶ月以内のもの)
4. 小規模な構造設備の変更 例：50%未満の変更	①変更届 ②施設の構造設備の概要図
廃止届	クリーニング業法第5条第3項/規則第1条の3第3項
1. 完全廃業 2. 名義を変えたとき 3. 大規模な構造設備の変更	①廃止届 ②確認書
承継届	クリーニング業法第5条の3/規則第2条の2・3・4・5
1. 事業譲渡による開設者地位承継	①開設者地位承継届 ②営業の譲渡が行われたことを証する書類 ③他のクリーニング所を開設している時は、その名称、所 在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類 ④法人の場合は、登記事項証明書(6ヶ月以内のもの)
2. 相続による開設者地位承継	①開設者地位承継届 ②戸籍謄本(開設者の除籍謄本及び相続人が全員記載され ているもの) ③相続人が2人以上の場合は、営業者の地位承継につい てその全員の同意書または法定相続人情報一覧の写し 相続人の範囲：配偶者、子(直系尊属の兄弟・姉妹)
3. 法人の合併・分割による開設者 地位承継	①開設者地位承継届 ②合併(分割)後に存続する法人、または合併(分割)によ り設立された法人の登記事項証明書

□クリーニング所(取次所)の平面図(例)



□クリーニング所(取次所)の構造設備基準

取次所	相互に汚染の可能性のある営業施設(食品販売等)内に取次所を設けるときは、境界に壁・板等により障壁を設けること(条2-1-6)
換気・採光・照明	クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にとること(条2-1-1)
格納設備	①格納設備は、未洗濯、洗濯済み、仕上げ済みと明確に区分し適当数備えること。(運搬に使用する容器の区分も同じ)(条3-3-2・条2-1-2) ②消毒を要するものを取り扱う場合は、他の洗濯物と区別して処理するための容器を備える。(条3-3-5、条2-1-5)
手洗い設備(指導)	手指の洗浄、消毒ができるよう、手洗い設備を設けることが望ましい。特に食品を取り扱う従業者が洗濯物を扱う場合は、手洗い設備が必要である。(指導)

□クリーニング所(取次所)の衛生管理基準

洗濯物の取扱	①営業者は、洗濯物の受取り及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ利用者に対し、洗濯物の処理方法について説明するように努めること。(法3の2-1) ②営業者は、洗濯物の受取り及び引渡しをするに際しては、利用者に対し営業者の名称、所在地、電話番号を苦情の申し出先として明示すること。(法2の2-2) ③洗濯物は、未洗濯、洗濯済み、仕上げを終わったものと終わらないものに区分して処理すること。(受渡し及び運搬についても同じ)(法3-3-2、3条2-1-2)
消毒	洗濯物を処理する場所、業務用機械、器具、格納容器は常に清潔に保ち、随時消毒すること。(法3-3-1、条2-1-3)
換気・採光・照明	所内の換気、採光及び照明を十分に行うこと。(条2-1-1)
従事者に関すること	クリーニング業務(無店舗取次店を含む)に従事する従業員のうち5人に1人に対し、営業時間から1年以内に講習を受けさせ、その後3年に1回、講習*を受けさせること。(規10の3)

*公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター(電話：03-3445-8751)が実施しています。

足立保健所 生活衛生課 生活衛生係 〒120-001 足立区中央本町1-5-3
電話：03-3880-5374 FAX：03-3880-6998